

前文 条例制定にあたって、こどもが大人に宛てて考えたメッセージと、それを受けた大人の決意

総 則

● 目的

こどもの権利の保障をし、もってこどもの笑顔があふれ、こどもが安心して健やかに自立した個人として成長することができる社会の実現

● 定義

こども：18歳未満の人とこれらの人と同様に権利を持つことが適当だと認められる人

● 基本理念 こどもの権利を保障する上での基本的な考え方

- ① **差別**を受けず、大人と同様、権利の主体として尊重
- ② こどもの**最善の利益**を考慮
- ③ **成長と発達に配慮**した支援
- ④ こどもの**意見の表明や参加機会を確保し、意見を尊重**

こどもの権利

こども：生まれた時から権利を持つ人として、その権利が大切に守られる

安心して 生きる権利

- ・命が大切にされる。
- ・個性が認められ、一人の人として人格が尊重される。
- ・体と心の健康に配慮され、適切な医療の提供を受けられる。
- ・安全な環境の下で安心して生活を送る。
- ・幸せを追求する。

豊かで健やかに 育つ権利

- ・愛情と理解を持って育まれる。
- ・安心できる場所で遊び、体や心の健康のために休む。
- ・学ぶ。
- ・自然、芸術、文化、スポーツ等に触れ親しむ。
- ・夢や希望を持ち、挑戦する。
- ・適切な支援や助言を受ける。

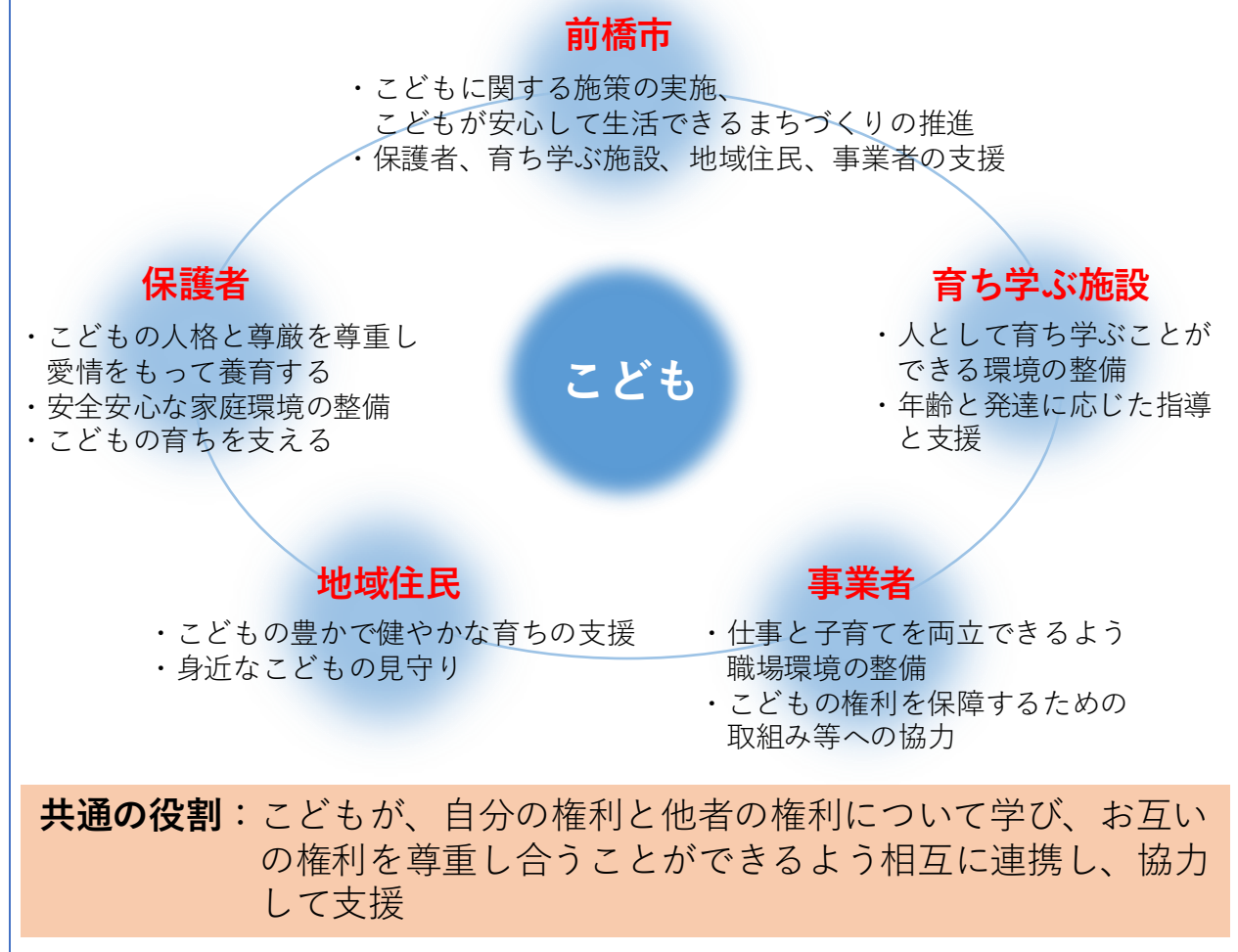
自分を守り、 守られる権利

- ・あらゆる差別を受けない。
- ・いじめ、体罰、虐待その他体や心に対する暴力を受けない。
- ・他者が利益を得るためにこどもの幸せが奪われない。
- ・犯罪、危険その他有害な環境から守られる。
- ・プライバシーと名誉が守られる。
- ・困っていることを相談し、助けを求める。

意見を表し、 参加する権利

- ・自分の気持ちや意見を表すことができ、それが尊重される。
- ・適切な情報を取得する。
- ・仲間を作り、集まり、活動する。
- ・社会に参加し、意見を表す機会が与えられる。
- ・主体性が尊重される。

こどもの権利を保障するための役割



こどもの権利の推進

● こどもの意見表明と参加

- ・ こどもに関する施策や取組の実施に当たり、こどもが情報を取得し、意見を表明し、主体的に参画することができるようにするとともに、こどもの年齢及び発達に応じて、こどもの意見を尊重するよう努める。
- ・ こどもの意見表明や参加を促進するために、こどもの主体的な活動を奨励し、支援を行うよう努める。

● こどもの権利の周知・啓発

- ・ こどもの権利とこの条例について、周知・啓発に努める。
- ・ 市民がこどもの権利について理解と関心を深めることができるよう、前橋市こどもの権利の日を定める。
- ・ 前橋市こどもの権利の日は、11月20日（国連での条約採択日）とする。

施行期日

- 令和8年4月1日